

南こ第 392 号
令和2年5月15日

保護者 様

南風原町長 赤嶺 正之
(公印省略)

保育所等における新型コロナウイルス緊急事態宣言の対応について
(解除通知)【第6報】

平素より本町の教育・保育・児童健全行政へのご理解・ご協力を賜り、また新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から施設運営へのご協力をいただいている事に感謝申し上げます。

沖縄県新型コロナウイルス感染症対策に係る実施方針により、県民及び事業者に対する休業要請が部分的に解除となりました。

同時に南風原町は、これまで実施してきた、医療従事者等に限定した保育体制を令和2年5月15日付けで終了いたします。

しかしながら、5月20日までは、県実施方針による休業要請が継続していることと、小中学校の臨時休校が継続していることから、引き続き5月20日までの期間は家庭保育の協力を依頼申し上げます。

なお、5月20日までの期間に、家庭保育を行った場合は、当該日の保育料は減免となります。

すでに保育申出書を提出済みの保護者で、保育の再開を希望する場合は、再度各施設との調整をお願いします。

南風原町役場 こども課 098-889-7028